

札幌市高齢者支援計画2018

〔高齢者の社会参加支援に関する基本方針〕
〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕

2018(平成30)～2020年度

概要版



札幌市

計画策定にあたって



計画の概要

「札幌市高齢者支援計画2018」は、高齢者に対し幅広く効果的な支援を行うため、

- ・生涯現役社会の実現に向けた高齢者への社会参加支援

= 高齢者の社会参加支援に関する基本方針

- ・団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケア体制の深化・推進を目指した取組

= 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

を一体的に策定することで、高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものです。

計画の期間

2018年度（平成30年度）～2020年度の3年間です。

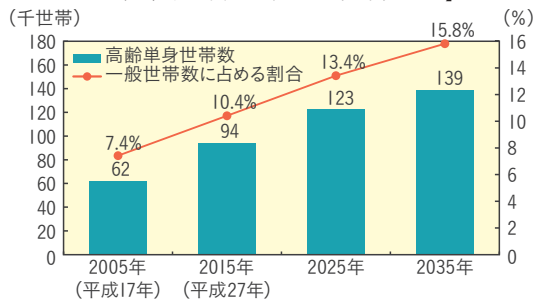


高齢者の現状と課題

《地域での高齢者の生活と支援体制》

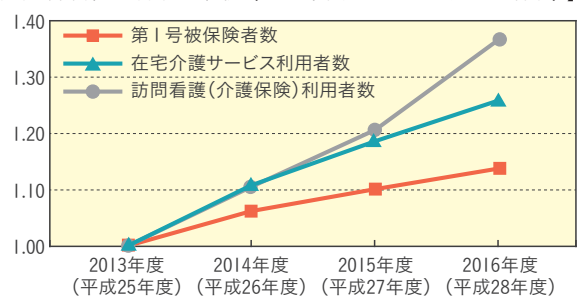
高齢単身世帯が今後も増加することが予想されます。

【札幌市の高齢単身世帯数及び一般世帯数に占める割合の将来見通し】



在宅での医療系介護サービスのニーズが大きく増加しています。

【第1号被保険者数、在宅介護サービス利用者数、訪問看護利用者数の推移（2013年度を1とした場合の指数）】

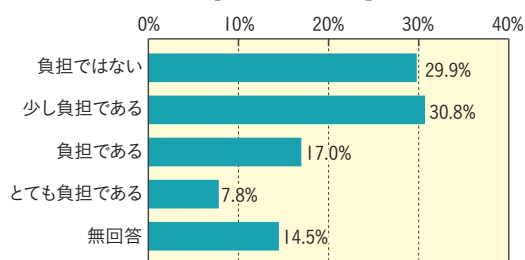


⇒ 周囲とのつながりの弱い高齢者を地域全体で支える体制整備が必要です。・医療と介護の一層の連携が必要です。

《家族介護者や介護サービス事業者、生活環境の状況》

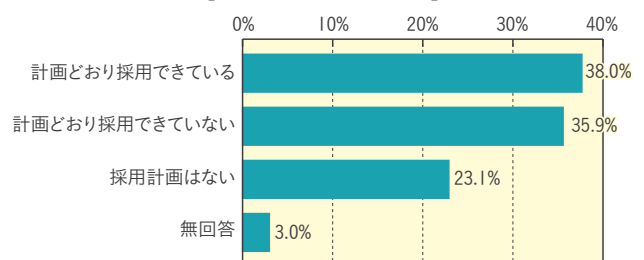
介護に負担を感じている家族介護者が一定数います。

【介護の負担感】



職員を計画どおりに採用できていない介護サービス事業者が多い状況です。

【常勤職員の採用状況】

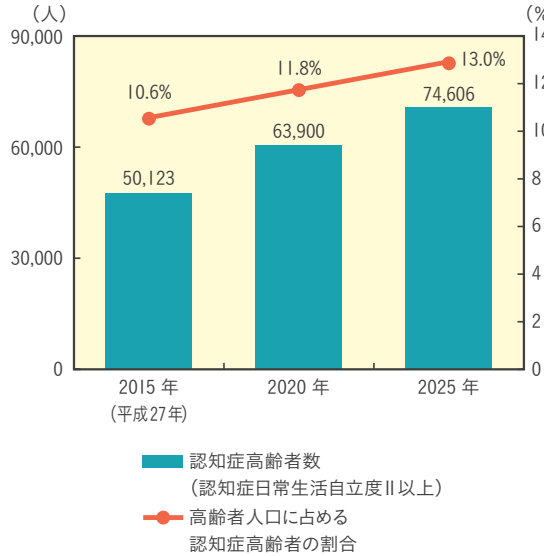


⇒ 家族介護者の負担も考慮した介護サービス量の確保が必要です。・介護人材確保・育成の取組が必要です。

《認知症高齢者の状況》

認知症高齢者は
今後も増加が見込まれます。

【認知症高齢者数及び高齢者人口に占める割合の将来見通し】

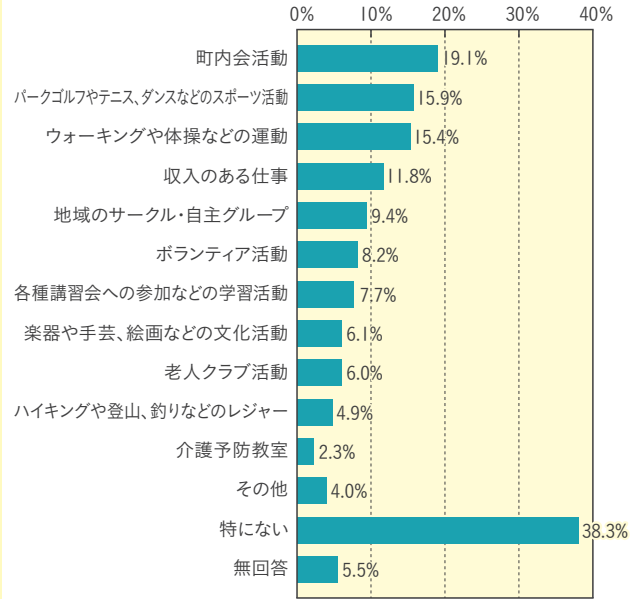


- ⇒ 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備が必要です。
- 認知症の人や家族を地域で支える体制整備の継続が必要です。

《要介護等認定者の状況と高齢者の活動状況》

趣味等の活動を
何もしていない高齢者が一定数います。

【高齢者の活動状況(複数回答)】

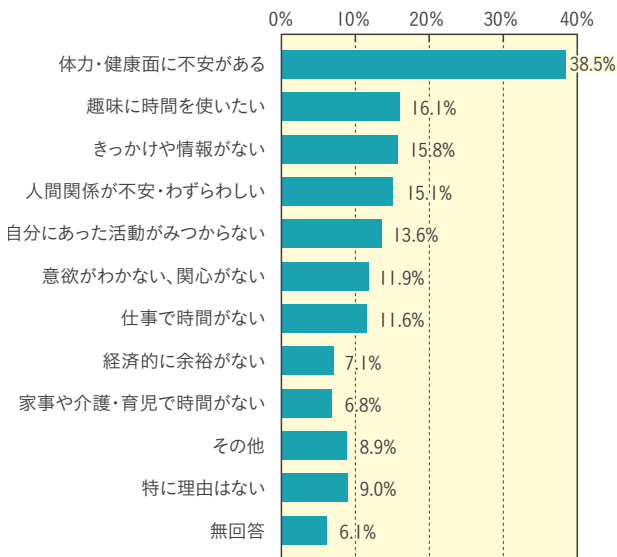


- ⇒ 介護予防活動につなげる等の適切な支援が必要です。
- 元気な高齢者が健康を保てるよう介護予防活動のきっかけづくりが必要です。

《高齢者の社会参加と意識の変化》

活動のきっかけをつかめない高齢者が
一定数います。

【地域活動等をしていない理由(複数回答)】

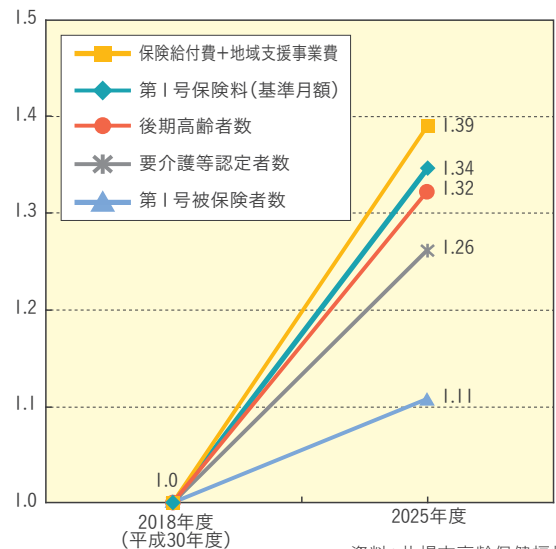


- ⇒ 高齢者が豊富な経験や知識を生かしながら、地域社会を支える一員として活躍できるよう支援が必要です。
- 社会参加していない高齢者に対する働きかけや活動のきっかけづくりが必要です。

《介護保険制度の現状と課題》

保険給付費や保険料は
今後も増加が見込まれます。

【保険給付費・地域支援事業費、第1号保険料等の将来見通し(2018年度を1とした場合の指数)】



- ⇒ 適切かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した持続可能な制度運営が必要です。

高齢者の社会参加支援に関する基本方針



目指す将来像

札幌市の高齢者の社会参加支援は、誰もが生涯にわたって、健康で充実した生活を保ちながら、社会の一員として役割を持って活躍し、世代を超えて支え合える「生涯現役社会」の実現を目指すものです。

目指す将来像「生涯現役社会」の構成要素

- **社会参加**（社会の一員としての活躍）
- **地域共生**（互いに支え合える地域社会）
- **生活の質**（健やかで充実した生活）

高齢者の社会参加支援の基本理念

生涯現役社会を構成する3要素は相互に作用し合うものであり、切り分けることはできませんが、高齢者の社会参加支援は、特に「社会参加」の側面から働きかけるものとします。「社会参加」の拡大を図ることで、「地域共生」の促進や「生活の質」の向上への波及効果も生みながら、生涯現役社会の実現を目指します。

生涯現役社会の実現につながる社会参加の拡大

基本理念の実現に向けた観点

- **世代間協調の観点**…世代間の関係が相互理解のうえ、支え合う協調関係を築く観点
- **多様性の観点**…高齢者ニーズを的確に捉え、幅広い選択肢を確保する観点
- **公共性の観点**…個人の幸福だけでなく公共の福祉にも資する観点

高齢者の社会参加支援の基本施策



基本施策① 意欲と気運を高める「意識醸成」

高齢者の社会参加意欲を喚起し、生涯にわたる社会参加を社会的共通認識とする気運を高め、誰もが生涯にわたって社会の一員であり続ける意識づくり。

基本施策② 出番と役割を広げる「機会拡大」

高齢者が、積極的かつ無理をすることなく社会参加し、自身の経験や知識を社会の中で生かすことができるよう、関心や条件に応じて自ら選択することができる機会づくり。

基本施策③ 意欲と行動とを結びつける「環境整備」

意欲ある高齢者の社会参加を後押しするため、最初の一步を踏み出すきっかけづくりや活躍の場につなげる環境づくり。

基本方針を進める考え方

現在ある事業や施設等のうち、基本施策の中に位置付けられる取組については、より一層の効果を上げられるように内容の充実や機能の強化を図ります。

また、高齢者像の多様化や人口構造の変化等を考慮し、これまでの取組が今後も効果的かつ効率的なものとなるよう、新たな取組への事業費の組替えを含め、社会情勢の変化に応じた整理を行います。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標等

基本目標

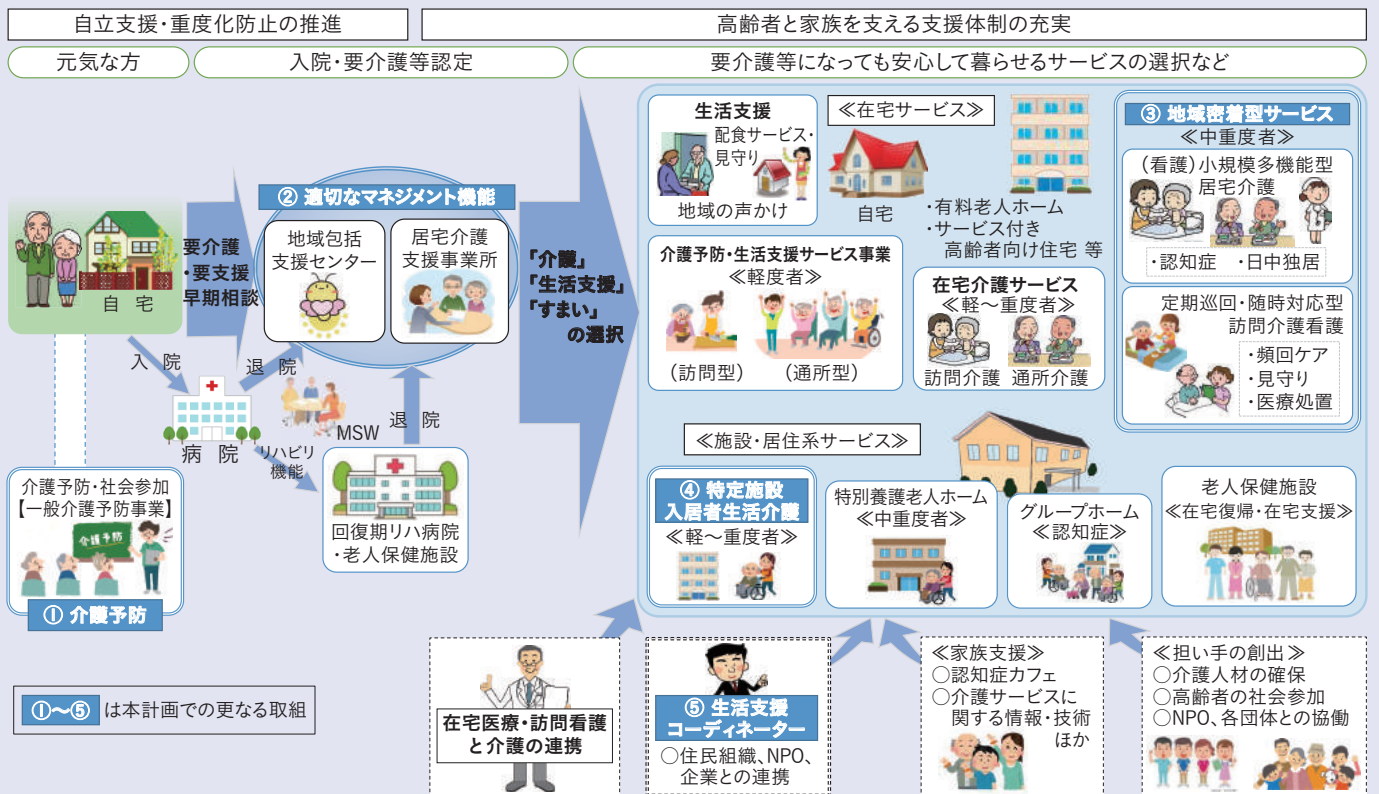
団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据え、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を深化・推進する取組を行うこととし、前計画に引き続き以下の基本目標を掲げます。

いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

札幌市が目指す高齢者支援体制

本計画では、これまでの取組に加え、次に掲げる取組により、地域包括ケア体制を深化・推進していきます。

- ①地域の福祉活動と連携し、介護予防教室の開催や地域住民による主体的な介護予防活動を支援します。
- ②自立支援・重度化防止の視点を含めた適切なケアマネジメントを推進します。
- ③中重度要介護や認知症になっても住み慣れた地域で在宅生活が続けられる環境の整備と家族介護者の介護負担の軽減を図ります。
(小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービスの充実)
- ④要介護度が重くなっても安心して暮らし続けられる住まいを確保します。
(特定施設入居者生活介護事業所の整備)
- ⑤生活支援サービス等の担い手や社会資源をコーディネートします。



施策の体系と展開



高齢者の社会参加支援に関する基本方針の基本理念と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標に向けた取組を進めるにあたり、高齢者保健福祉に関する施策を6つに分けて展開します。



《施策1》 地域における連携強化

- ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯をはじめとする周囲とのつながりの弱い高齢者やその家族を地域全体で支えるため、関係機関等の連携を一層強化するとともに、地域における見守り活動を推進します。

《主な取組》

- ・地域包括支援センターの機能強化 **強化**
- ・介護予防センターの機能強化 **強化**
- ・地域ケア会議の推進
- ・専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付けるような仕組みの検討 **新規**
- ・福祉のまち推進センター活動の支援 **強化**
- ・民間事業者等との見守り連携協定の締結

- 増加する医療的ケアのニーズに対応するため、医療と介護の関係者間のネットワーク機能を強化します。

《主な取組》

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・さっぽろ医療計画推進事業 **強化**

《施策2》 サービスの充実と暮らしの基盤の整備

- 高齢者のニーズや家族介護者の介護負担・介護離職の状況を踏まえ、認知症や中重度要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスや介護保険施設の整備を進め、併せて福祉・介護分野人材の確保・育成を図ります。

《主な取組》

- ・居宅サービスの確保
- ・地域密着型サービスの充実 **強化**
- ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備
- ・介護保険施設等開設準備経費補助事業 **強化**
- ・生活支援体制整備事業の実施 **強化**
- ・介護職員の交流・研修会 **新規**
- ・外国人介護人材活用の基礎知識研修 **新規**
- ・介護分野における地域人材活用の検討（直接介助以外の補助業務等） **新規**
- ・介護ロボットの普及促進
- ・高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業 **強化**

- 高齢者が暮らしやすい生活環境を整備します。

《主な取組》

- ・福祉のまちづくり推進会議の開催
- ・「新・札幌市バリアフリー基本構想」に基づく整備促進

《施策3》 認知症高齢者支援の充実

- 認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、市民理解を一層深める取組や、相談支援等を実施します。

《主な取組》 ・認知症サポーター養成講座 ・認知症コールセンターの運営

- 認知症の方を支える介護サービス等を充実します。

《主な取組》

・認知症高齢者グループホームの整備 ・介護保険施設等開設準備経費補助事業 **強化**
・地域密着型サービスの充実 **強化**

《施策4》 介護予防・健康づくりの推進

- 身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発と、住民主体の介護予防活動を支援します。

《主な取組》

・介護予防センターの機能強化 **強化** ・地域リハビリテーション活動支援事業 **強化**
・介護サポートポイント事業の実施 **強化**

- 高齢者の健康づくりの取組を支援します。

《主な取組》 ・特定健康診査の実施 ・すこやか食育支援事業

《施策5》 積極的な社会参加の促進

- 年齢や性別に関わらず全ての人が支え合う社会の構築を図ります。

《主な取組》

・福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など） ・世代間交流の支援

- 意欲と能力のある高齢者には、豊富な経験や知識を生かしながら活躍できる機会の拡大を図ります。

《主な取組》

・はつらつシニアサポート事業（高齢者地域貢献支援事業）の実施
・介護サポートポイント事業の実施 **強化**
・介護分野における地域人材活用の検討（直接介助以外の補助業務等） **新規**

- 多くの高齢者が、積極的に社会参加することで、本人の健康や生きがいが向上するとともに、高齢者の活躍が地域社会に生かされていくように、きっかけづくりや活躍の場につなげる環境づくりを進めます。

《主な取組》

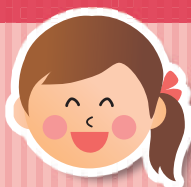
・札幌シニア大学の開催 **強化** ・シニアワーキングさっぽろの開催 **強化**
・（公社）札幌市シルバー人材センターへの支援（企業開拓・入会促進の充実） **強化**
・まちづくりパートナー協定企業との連携（高齢者向け仕事説明会の開催） **強化**

《施策6》 安定した介護保険制度の運営

- 公平公正、自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した事業運営に努めます。

《主な取組》 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・生活支援体制整備事業の実施 **強化**

介護サービスの見込み等



第1号被保険者数の見込み

第1号被保険者数は2018年度（平成30年度）には約52万人、2025年度には57万5千人を超えることが見込まれます。

（単位：人、各年10月1日現在）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2025年度
第1号被保険者数	518,284	530,990	543,819	575,755
65歳～74歳	272,894	275,622	280,251	251,927
75歳以上	245,390	255,368	263,568	323,828

要介護等認定者数の見込み

今後も、高齢化の進展に伴い要介護等認定者数は増えていくことが予想され、2018年度（平成30年度）には約11万人、2025年度には約14万人まで増加すると見込まれます。

（単位：人、（ ）内は各被保険者数に占める認定者数の割合、各年10月1日現在）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2025年度
要介護等認定者数	108,854	113,586	118,789	137,246
第1号被保険者の 認定者数	106,963 (20.6%)	111,683 (21.0%)	116,876 (21.5%)	135,255 (23.5%)
第2号被保険者の 認定者数	1,891 (0.3%)	1,903 (0.3%)	1,913 (0.3%)	1,991 (0.3%)



介護サービスの利用者数の見込み

高齢者人口の増加等に伴い、今後も介護サービスの利用者数は増加していくと予想されます。

(単位：人/月、()内はサービス利用率)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2025年度
サービス利用者数	69,788 (64.1%)	74,733 (65.8%)	79,450 (66.9%)	96,915 (70.6%)
在宅サービス	51,006	55,517	59,783	75,624
施設・ 居住系サービス	18,782	19,216	19,667	21,291

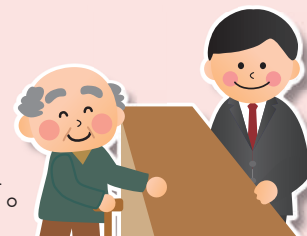
※ 在宅サービスとは、施設・居住系サービスを除いた居宅サービス・介護予防サービス、地域密着型サービスを指す。

なお、利用者数は、重複を避けるため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の合計を概数として使用。

※ 施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護(地域密着型と介護予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)

介護保険施設等の整備目標

本計画期間における介護保険施設等の整備目標は以下のとおりです。



		2017年度 (平成29年度) 見込み (累計)	目 標			
			2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	計画期間 合計
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	定員 (人)	6,330	320	320	160	800
介護老人保健施設	定員 (人)	4,495	—	80	—	80
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	定員 (人)	4,411	80	80	20	180
特定施設入居者生活介護	定員 (人)	5,867	—	50	50	100

※ 全て着工年度で計上。

事業費の見込みと第1号保険料



保険料段階

段階設定は前計画では10段階でしたが、低所得者に配慮しつつ、被保険者それぞれの負担能力に応じて保険料を負担していただくため、前計画の最高段階である第10段階を所得により4つの段階に細分化します。これにより、2018年度(平成30年度)から2020年度までの保険料段階設定は、13段階に改めます。

また、低所得者負担の軽減という観点から、本計画においても引き続き、前計画と同様に第1段階の被保険者について、保険料の負担割合を軽減します。

事業費の見込みと第1号保険料

サービスに要する費用の増加に加え、第1号保険料の負担割合が22%から23%へ引き上げられることによって、本計画の第1号保険料で負担する額は3年間で約1,044億円となり、前計画における見込額と比べて22.1%程度の増加が見込まれます。

費用見込額等の変化

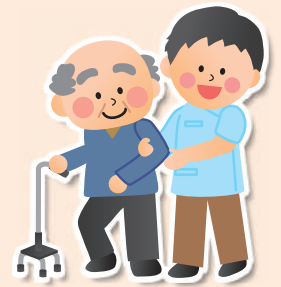
前計画 2015(平成27)～2017(平成29)年度	サービス費用額 (3年間累計)
費用の全体	3,919 億円
公費負担分(50%)	3,064 億円
第2号保険料分(28%)	
第1号保険料分(22%)	855 億円



本計画 2018(平成30)～2020年度	サービス費用額 (3年間累計)
費用の全体	4,583 億円
公費負担分(50%)	3,539 億円
第2号保険料分(27%)	
第1号保険料分(23%)	1,044 億円

前計画における第1号保険料の基準額(月額)は5,177円となっています。本計画について、第1号保険料で負担する額である約1,044億円をまかなうために必要となる第1号保険料の基準額(月額)は5,927円となります。

この金額に対して、「札幌市介護給付費準備基金」を活用し、保険料の上昇抑制策を実施すると、基準額(月額)は5,773円となります。



札幌市の保険料段階設定と所得段階別第1号保険料

段階	対象者	2015～2017年度 (平成27～29年度)	2018(平成30)～2020年度	
		各年度の 保険料	各年度の 保険料	負担 割合
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	27,956円	31,174円	基準額 × <u>0.45</u> (<u>軽減前</u> 別枠公費 <u>負担割合</u> - <u>負担分</u>) 0.50 0.05
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	40,380円	45,029円	基準額 × <u>0.65</u>
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	46,593円	51,957円	基準額 × <u>0.75</u>
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	55,911円	62,348円	基準額 × <u>0.90</u>
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	62,123円 (月額5,177円)	69,275円 (月額5,773円)	基準額
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	71,442円	79,667円	基準額 × <u>1.15</u>
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	77,654円	86,594円	基準額 × <u>1.25</u>
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	93,185円	103,913円	基準額 × <u>1.50</u>
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	108,716円	121,232円	基準額 × <u>1.75</u>
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	124,246円	138,550円	基準額 × <u>2.00</u>
第11段階 (新設)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		145,478円	基準額 × <u>2.10</u>
第12段階 (新設)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方		152,405円	基準額 × <u>2.20</u>
第13段階 (新設)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方		159,333円	基準額 × <u>2.30</u>



札幌市高齢者支援計画2018 概要版

平成30年(2018年)3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

高齢福祉課 電話：(011) 211-2976 FAX：(011) 218-5179

介護保険課 電話：(011) 211-2547 FAX：(011) 218-5117



さっぽろ市
01-F03-18-459
30-1-42

SAPPORO